

(別紙 3)

行動援護の対象者の基準

知的障害福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第29号）別表1のホ及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第31号）別表1のホの行動援護の対象者は、行動上の困難の程度が、次の表の行動上の困難の内容の欄の区分に応じ、その困難が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であると市町村が認めた者とする。

なお、市町村で判断が困難な場合は、知的障害者更生相談所又は児童相談所に意見を求めることができる。

基準は、平成18年1月に向けて検証するものである。

行動上の困難の内容	0点	1点	2点
意思表示	支援は必要ない 日常生活や外出中において、言葉や言葉以外の方法により必要な意思を相手に伝えることができる。	時々支援が必要 日常生活や外出中において、時々、利用者独自の行動でしか自らの意思を表現できないことがある。（頭突き、つかむ等の粗暴行為等）	常に支援が必要 日常生活や外出時において、利用者独自の行動でしか自らの意思を表現できない。（頭突き、つかむ等の粗暴行為等）
説明理解	非日常的な場面では必要 習慣化されていない日常生活上の行為や外出中の行為において、他者の説明を理解するためには、言葉以外の方法（カード等）を用いる必要がある。	時々必要 日常生活や外出時において、時々、支援者が言葉以外の方法（カード等）を用いないと説明を理解できないことがある。	常に必要 日常生活や外出時において、支援者が言葉以外の方法（カード等）を用いないと説明を理解できない。
奇声をあげたり、走ったり、走っていないなど突発的行動	週に一回以上 公共の場において、周囲の人が驚くような奇声をあげたり、いきなり走り出していなくなるといった突発的な行動のいずれかが概ね週に1回以上あるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起こった場合に制止するなどの支援が必要である。	一日に一回以上 公共の場において、周囲の人が驚くような奇声をあげたり、いきなり走り出していなくなるといった突発的な行動のいずれかが概ね1日に1回以上あるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起こった場合に制止するなどの支援が必要である。	一日に頻回 公共の場において、周囲の人が驚くような奇声をあげたり、いきなり走り出していなくなるといった突発的な行動のいずれかが1日に何度もあるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起こった場合に制止するなどなどの支援が必要である。

自傷行為	<p>月に一回以上 傷跡が残るほど自分の手やもので頭を叩いたり、身体部位を噛むなどの自傷行為のいずれかが概ね月に1回以上あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>週に一回以上 傷跡が残るほど自分の手やもので頭を叩いたり、身体部位を噛むなどの自傷行為のいずれかが概ね週に1回以上あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>ほぼ毎日 傷跡が残るほど自分の手やもので頭を叩いたり、身体部位を噛むなどの自傷行為のいずれかがほぼ毎日あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>
食事に関する障害	<p>月に一回以上 異食行為、多飲、過食又は反芻を誘発する要因を回避する際に不適切な行動を起こすことが月に1回以上あるため、これを制止するなど支援が必要である。</p>	<p>週に1回以上 異食行為、多飲、過食又は反芻を誘発する要因を回避する際に不適切な行動を起こすことが週に1回以上あるため、これを制止するなど支援が必要である。</p>	<p>ほぼ毎日 異食行為、多飲、過食又は反芻を誘発する要因を回避する際に不適切な行動を起こすことがほぼ毎日あるため、これを制止するなど支援が必要である。</p>
他害行為	<p>月に一回以上 他者を叩く、ひっかく、髪の毛を引っ張る、あるいは突然身体接触をしたり、罵詈雑言をあびせるなどの他害行為のいずれかが概ね月に1回以上あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>週に一回以上 他者を叩く、ひっかく、髪の毛を引っ張る、あるいは突然身体接触をしたり、罵詈雑言をあびせるなどの他害行為のいずれかが概ね週に1回以上あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>ほぼ毎日 他者を叩く、ひっかく、髪の毛を引っ張る、あるいは突然身体接触をしたり、罵詈雑言をあびせるなどの他害行為のいずれかがほぼ毎日あるため、そのような行為を誘発する要因を回避したり、行為が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>
多動または行動の停止	<p>月に一回以上 特定の人・事・物に強いこだわりがあり、動けなくなったり、多動になることのいずれかが概ね月に1回以上あるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止または誘導するなどの支援が必要である。</p>	<p>週に一回以上 特定の人・事・物に強いこだわりがあり、動けなくなったり、多動になることのいずれかが概ね週に1回以上あるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止または誘導するなどの支援が必要である。</p>	<p>ほぼ毎日 特定の人・事・物に強いこだわりがあり、動けなくなったり、多動になることのいずれかがほぼ毎日あるため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止または誘導するなどの支援が必要である。</p>

<p>予定変更によるパニックや不穏な行動</p>	<p>月に一回以上 予定変更を受け容れることができず、パニック・不安定行動を概ね月に1回以上起こすため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>週に一回以上 予定変更を受け容れることができず、パニック・不安定行動を概ね週に1回以上起こすため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>	<p>毎回 予定変更を受け容れることができず、その度にパニック・不安定行動をほぼ毎日起こすため、そのような行動を誘発する要因を回避したり、行動が起きた場合に制止するなどの支援が必要である。</p>
<p>不適切な行動</p>	<p>月に一回以上 他人に抱きついたり、物を盗んでしまうなど結果として暴行、窃盗などの触法行為(他害行為の欄にある暴力行為以外の行為)となるものが概ね月に1回以上あるため、そのような行為を回避するための適切な助言・指導・見守りといった支援が必要である。</p>	<p>4～5回の外出につき一回以上 他人に抱きついたり、物を盗んでしまうなど結果として暴行、窃盗などの触法行為(他害行為の欄にある暴力行為以外の行為)となるものが概ね4～5回の外出につき1回以上あるため、そのような行為を回避するための適切な助言・指導・見守りといった支援が必要である。</p>	<p>ほぼ外出のたび 他人に抱きついたり、物を盗んでしまうなど結果として暴行、窃盗などの触法行為(他害行為の欄にある暴力行為以外の行為)となるものがほぼ外出のたびにあるため、そのような行為を回避するための適切な助言・指導・見守りといった支援が必要である。</p>
<p>てんかん発作</p>	<p>年に一回以上 服薬によりコントロールされているが、環境が変化した場合のてんかん発作が概ね年に1回以上ある。</p>	<p>月に一回以上 服薬によりコントロールされているが、環境が変化した場合のてんかん発作が概ね月に1回以上ある。</p>	<p>週に一回以上 服薬によりコントロールされているが、環境が変化した場合のてんかん発作が概ね週に1回以上ある。</p>

(注)

- 1 判断基準は、原則として6か月程度継続している場合とする。
- 2 てんかん発作については、主治医の意見書または知的障害者更生相談所、児童相談所の判定書または意見書により確認する。